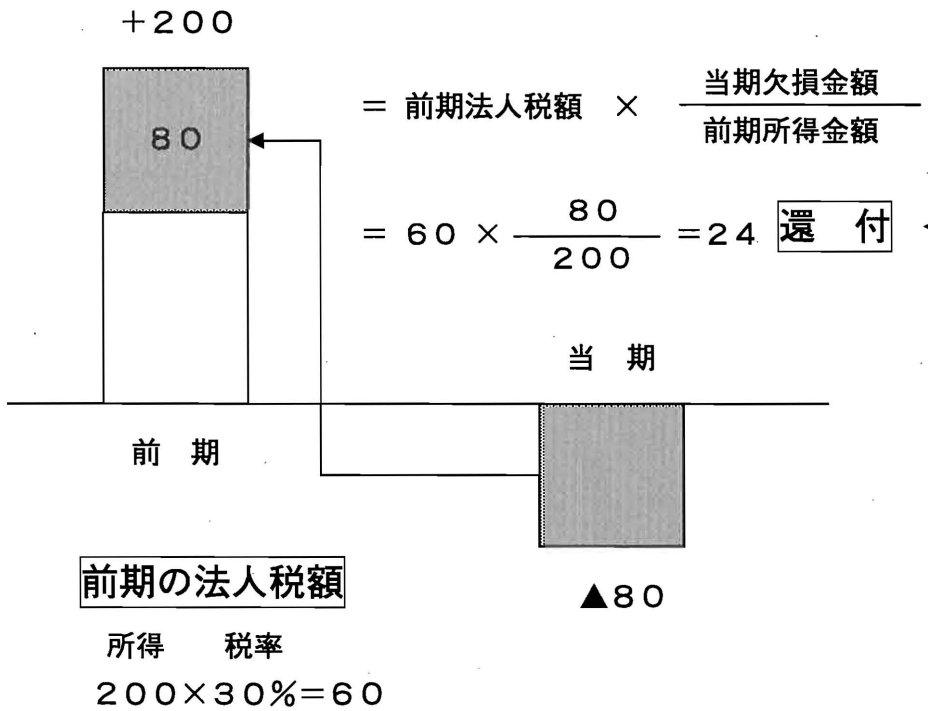


中小企業者等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用

<p>(概要) 中小企業者等以外の法人については、解散等の場合の欠損金額を除き、欠損金の繰戻しによる還付制度を適用しない。</p>	<p>税目：法人税 適用期限：平成 22 年 3 月 31 日</p>
---	---

○ 欠損金の繰戻しによる還付制度の概要（法人税法）

青色申告法人の欠損金については、欠損事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの事業年度の所得に対する法人税の繰戻し（還付）をすることができる。



中小企業者等以外の法人については、還付を不適用

- (注) 中小企業者等とは、次の法人をいう。
- ・ 普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しないもの（保険業法に規定する相互会社等を除く。）
 - ・ 公益法人等
 - ・ 協同組合等
 - ・ 人格のない社団等

(参考) 法人税欠損繰戻し還付金額等の直近の状況

決算期	件数等 件数 (件)	還付金額 (億円)
平成 21 年 2 月決算	3,537	158
平成 21 年 3 月決算	11,833	1,205
平成 21 年 4 月決算	4,138	130
合計	19,508	1,493

(注) 1 平成 21 年 4 月から 9 月末までに還付処理を了した事績である。
 2 平成 21 年度税制改正前から適用のあった解散等による欠損繰戻し還付請求を含む。
 3 国税庁調べ

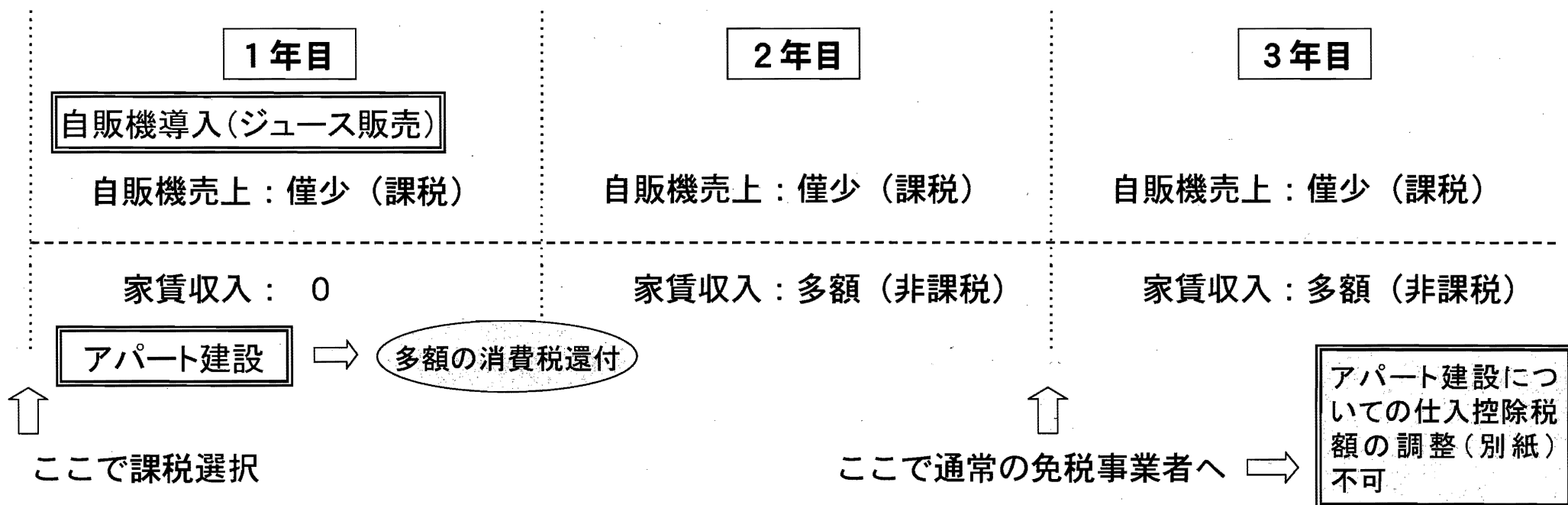
仕入控除税額の調整措置の回避事例について（検査院意見表示事項）

【消費税の仕組み】

- 課税事業者 = 仕入に係る消費税額の控除（又は還付） 可能
- 免税事業者 = 仕入に係る消費税額の控除（又は還付） 不可

⇒ ・ただし、予め届出を行えば、課税事業者となることが可能（課税選択）
 ・その後2年経てば、通常の免税事業者に戻ることも可能

【検査院に指摘されたケース】



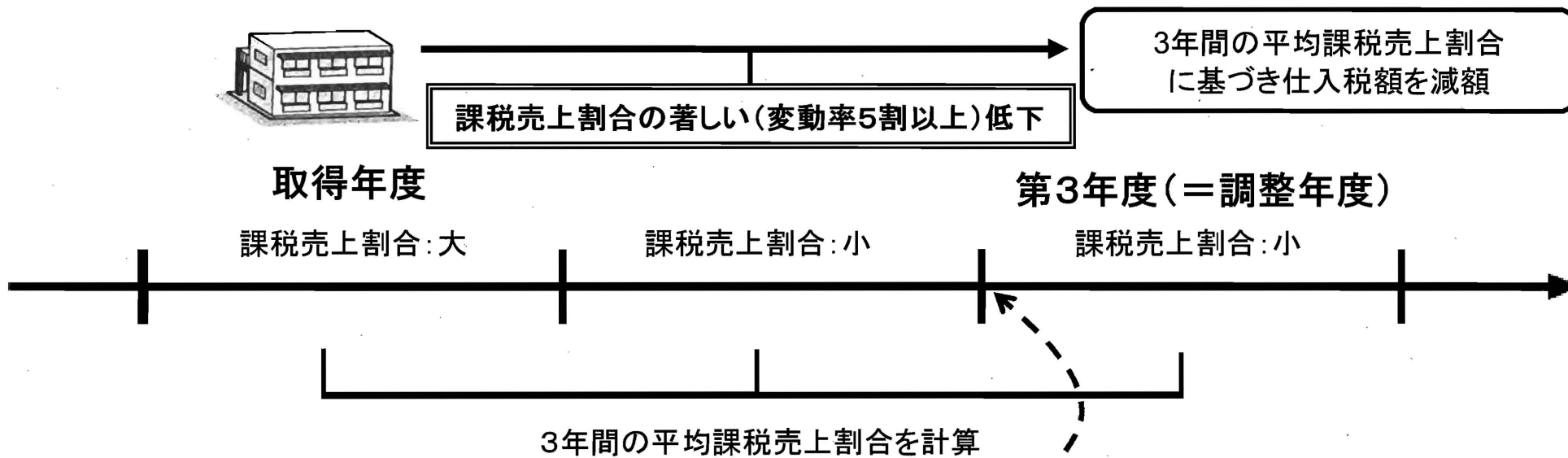
(注)簡易課税事業者の場合も同様の問題あり。

現行の仕入控除税額の調整措置

【制度の概要】

- 取得時の課税売上割合が、以降3年間の平均課税売上割合と比較して著しく低下した場合、
第3年度に取得時の過大な控除税額を減額調整

課税売上割合は、事業のため必要な資産取得後の事業形態の変化などにより大きく変動する場合があるため、
取得時の課税売上割合のみで控除税額を確定することは不適當



○ 本件事例については、第3年度において、免税事業者となる(又は簡易課税制度を選択する)ことにより、仕入控除税額の減額を回避